

介護予防「通いの場」を 立ち上げる住民団体を応援します！

～身近な場所で誰でも集える「通いの場」づくりをしませんか～

浦安市では、支えあいの地域づくりを推進し、地域で介護予防に資する交流活動を行う住民団体を応援します！一人暮らしや閉じこもりがちな 65 歳以上の高齢者の方が気軽に集える「通いの場」を新たに立ち上げる団体に対し補助金を交付します。

応募期間：令和6年4月1日（月）から12月13日（金）まで

対象となる団体

- ・市内に居住するおおむね 65 歳以上の高齢者で、おおむね 3 人以上で構成。
 - ・市民に活動内容を情報提供することに同意し、新規に参加を希望する高齢者の受け入れが可能。
 - ・主体的かつ継続的な介護予防のための活動に取り組むことが可能な計画を立てている。
 - ・通いの場運営に対し、補助金その他これに類するものの交付を受けていない。
- ※既に活動を開始している団体は、本補助金の対象にはなりません。

対象となる活動

- ・月 1 回以上、1 回当たり 1 時間程度実施。
- ・3 か月以上継続して実施。
- ・毎回の参加者が、構成員を含めおおむね 5 人以上。
- ・毎回の活動について参加者数等を記録し保管する。
- ・活動場所の安全性や緊急時の対応策を確保している。

補助金額

1 団体 上限 5 万円

※補助金の交付申請は 1 団体につき 1 回限り

対象となる経費

会場使用料：会場借用料、会場の光熱水費

消耗品費：ごみ袋、コピー用紙、インク、封筒等

備品購入費：椅子、セラバンド、DVD プレーヤー等

保険料：活動実施の際に加入する障害保険などの保険

※茶菓子、飲料などの食糧費、外部講師への報償は対象外

活動内容

公園、集会所、公共施設、個人宅、事業所の空きスペースなどを活用し介護予防のための活動を行う。

（活動例）

- ・高齢者同士又は世代間交流を行うサロン
- ・介護予防に資する体操・運動
（浦安はつらつ体操 など）
- ・お茶、コーラス、塗り絵などの趣味活動

申請方法

申請書と添付書類を高齢者包括支援課窓口までお持ちください。

申請書は、高齢者包括支援課窓口で配布または、市ホームページからダウンロードで入手可能です。

立ち上げを希望される場合は、事前に下記までお問い合わせください。

○問い合わせ先○

高齢者包括支援課 介護予防推進係 電話番号 047-712-6389